令和４年度
水戸市優良観光土産品審査会

日時：令和５年２月 17 日（金）
午前 10 時から
場所：水戸市役所４階　中会議室４

次　　第

１　開　　会
２　あ い さ つ
３　議　　事

（１）登録審査

①新規登録		２社	２品	審査番号	１～２
②再登録	（ア　内容に変更無し）	３社	３品	審査番号	３～５
	（イ　内容に変更有り）	１１社	１４品	審査番号	６～１９
（２）登録変更審査		１１社	３２品	審査番号	２０～５１
（３）事後検査		５社	５品		

（４）そ の 他

４　閉　　会

（１）登録審査

①新規登録　　２社２品

審査番号	申請者名	商品名	規格		品質保証日数
			量目	税抜価格	
1	(一社)七面会	鉄砂黒(てっさぐろ)コーヒーカップセット	コーヒーカップ　175g W75mm×H72mm 菱形受皿　105g W144～155mm×D94mm	3,182円	
2	(株)青野商店	ひめまる	120g 提灯　H17cm×W11.5cm スタンド　H33cm×W10.5cm	2,000円	

②再登録（ア　内容に変更無し）　　３社 ３品

審査番号	申請者名	商品名	規格		品質保証日数
			量目	税抜価格	
3	だるま食品(株)	ころころ納豆	220g	600円	春 夏 秋 冬 180日 180日 180日 180日
4	茨城工芸産業(株)	黄門人形	H12cm×W5.7cm×D3.8cm	950円	
5	(株)鈴木茂兵衛商店	ぶらり提灯	150g H29cm×W10.5cm	3,000円	

②再登録（イ　内容に変更有り）　　１１社 １４品

審査番号	申請者名	商品名	申請前			申請後			変更内容
			量目	税抜価格	品質保証日数	量目	税抜価格	品質保証日数	
6	亀印製菓(株)	吉原殿中	7本入り112g 10本入り160g 14本入り224g	600円 926円 1,280円	春　夏 30日　30日 秋　冬 30日　30日	**7本入り147g** **10本入り210g** **14本入り294g**	**750円** **1,150円** **1,600円**	春　夏 30日　30日 秋　冬 30日　30日	**量目，価格の変更**
7	だるま食品(株)	そぼろ納豆	２個入り80g/個	600円	春　夏 14日　14日 秋　冬 14日　14日	２個入り80g/個	600円	春　夏 **15日　15日** 秋　冬 **15日　15日**	**品質保証日数の変更**
8	(有)川﨑製麺所	水戸藩らーめん	３食入り525g ４食入り700g	715円 954円	春　夏 60日　60日 秋　冬 60日　60日	**３食入り516g** **４食入り688g**	**750円** **1,000円**	春　夏 60日　60日 秋　冬 60日　60日	**量目，価格の変更**
9	(株)牧ノ原	水戸茶	1袋100g	1,052円	春　夏 180日　180日 秋　冬 180日　180日	1袋100g	**1,112円**	春　夏 180日　180日 秋　冬 180日　180日	**価格の変更**
10	(一社)七面会	農人形	55g H38mm×W55mm	1,591円		55g **H42mm×W58mm**	1,591円		**量目の変更**
11	(株)青野商店	ひめにしき	160g 提灯 H15.6cm×W14.7cm スタンド H35cm×W9.9cm	3,000円		160g 提灯 **H20cm×W14.7cm** スタンド H35cm×W9.9cm	**3,200円**		**量目，価格の変更**

②再登録（イ　内容に変更有り）　　１１社 １４品

審査番号	申請者名	商品名	申請前			申請後			変更内容
			量目	税抜価格	品質保証日数	量目	税抜価格	品質保証日数	
12	(株)蔭山利兵衛商店	魁ぶらりちょうちん	105g H41cm×W12cm (手元スイッチライト付き)	3,500円		105g H41cm×W12cm (手元スイッチライト付き)	**4,300円**		**価格の変更**
13	(株)ドロップ	ドロップファームの 美容トマト®	145g	538円	春　夏 ５日　５日 秋　冬 ７日　７日	145g	538円	春　夏 **７日　７日** 秋　冬 ７日　７日	**品質保証日数の変更**
14	(株)ドロップ	ドロップファームの 美容トマト®ジュース	180ml 720ml	538円 2,130円	春　夏 365日　365日 秋　冬 365日　365日	180ml 720ml	538円 2,130円	春　夏 **180日　180日** 秋　冬 **180日　180日**	**品質保証日数の変更**
15	Domaine MITO(株)	水戸ワイン	500ml 750ml	2,000円 3,000円		500ml 750ml	**2,500円** **3,500円**		**価格の変更**
16	(株)サザコーヒーホールディングス	サザカップオン 徳川将軍珈琲	12g×5個	834円	春　夏 425日　425日 秋　冬 425日　425日	12g×5個	834円	春　夏 **1,095日　1,095日** 秋　冬 **1,095日　1,095日**	**品質保証日数の変更**
17	(株)サザコーヒーホールディングス	サザカップオン プリンス徳川カフェ	12g×5個	834円	春　夏 425日　425日 秋　冬 425日　425日	12g×5個	**926円**	春　夏 **1,095日　1,095日** 秋　冬 **1,095日　1,095日**	**価格，品質保証日数の変更**

②再登録（イ　内容に変更有り）　　１１社 １４品

審査番号	申請者名	商品名	申請前			申請後			変更内容
			量目	税抜価格	品質保証日数	量目	税抜価格	品質保証日数	
18	(株)サザコーヒーホールディングス	サザカップオン 渋沢栄一仏蘭西珈琲物語	12g×5個	926円	春 425日 夏 425日 秋 425日 冬 425日	12g×5個	926円	春 **1,095日** 夏 **1,095日** 秋 **1,095日** 冬 **1,095日**	**品質保証日数の変更**
19	(株)ひろせ	みとちゃん人形焼 箱詰合せ	８個入り320ｇ	1,060円	春 30日 夏 30日 秋 30日 冬 30日	８個入り320ｇ	**1,180円**	春 30日 夏 30日 秋 30日 冬 30日	**価格の変更**

（２）登録変更審査

規格に変更のあった商品　　１１社３２品

審査番号	申請者名	商品名	変更前		変更後	
			量目	税抜価格	量目	税抜価格
20	阿さ川製菓（株）	水戸の梅	８個入り200g 12個入り300g	1,000円 1,500円	８個入り200g 12個入り300g	**1,100円** **1,650円**
21	阿さ川製菓（株）	吉原殿中	７本入り154g	600円	７本入り154g	**800円**
22	阿さ川製菓（株）	のし梅	８枚入り120g 12枚入り180g	700円 1,000円	８枚入り120g 12枚入り180g	**840円** **1,200円**
23	阿さ川製菓（株）	水戸の梅・新梅詰合せ	８個入り200g 12個入り300g	950円 1,450円	８個入り200g 12個入り300g	**1,100円** **1,650円**
24	亀印製菓（株）	梅羊かん	１本入り230g	500円	１本入り230g	**600円**
25	亀印製菓（株）	のし梅	８枚入り112g 12枚入り168g	700円 1,000円	８枚入り112g 12枚入り168g	**850円** **1,200円**
26	亀印製菓（株）	水戸の梅	６個入り150g ９個入り225g 20個入り500g	720円 1,000円 2,200円	６個入り150g ９個入り225g 20個入り500g	**850円** **1,200円** **2,800円**
27	（株）笹沼五郎商店	天狗そぼろ納豆	300g	602円	300g	**649円**

審査番号	申請者名	商品名	変更前		変更後	
			量目	税抜価格	量目	税抜価格
28	（株）笹沼五郎商店	天狗ほし納豆	240g	602円	240g	649円
29	（株）笹沼五郎商店	天狗納豆	３本束210g ５本束350g	704円 899円	３本束210g ５本束350g	750円 1,000円
30	だるま食品（株）	だるま納豆(茨城県産大豆使用)	３本束210ｇ たれ・からし付	700円	３本束210ｇ たれ・からし付	750円
31	だるま食品（株）	だるま納豆	５本束350g	900円	５本束350g	1,000円
32	天狗納豆（株）	天狗のわら納豆	３本束210ｇ からし付 たれ・からし付 5本束350g	630円 700円 900円	３本束210ｇ からし付 たれ・からし付 5本束350g	730円 750円 1,000円
33	水戸納豆製造（株）	水戸納豆 （茨城県産大豆使用）	２本束140g	600円	２本束140g	646円
34	水戸納豆製造（株）	水戸納豆	３本束210g	700円	３本束210g	750円
35	水戸納豆製造（株）	水戸そぼろ納豆	２個240g	700円	２個240g	728円
36	水戸納豆製造（株）	水戸納豆（鈴丸大豆使用）	２本束140g	700円	２本束140g	738円

審査番号	申請者名	商品名	変更前		変更後	
			量目	税抜価格	量目	税抜価格
37	水戸納豆製造（株）	四代目からし	80g	314円	80g	**324円**
38	水戸納豆製造（株）	雪あかり	50g	257円	50g	**266円**
39	（有）モトヤ	吉原殿中	７本入り147g ８本入り168g ９本入り189g 18本入り378g 24本入り504g 36本入り756g 48本入り1,008g	600円 680円 750円 1,400円 1,850円 2,800円 3,700円	７本入り147g ８本入り168g **－** **16本入り336g** 24本入り504g 36本入り756g 48本入り1,008g	**700円** **700円** **－** **1,333円** **2,000円** **3,000円** **4,000円**
40	吉田屋	吉原殿中	10本入り250g 14本入り350g 14本箱入り350g 28本箱入り700g	750円 1,050円 1,150円 2,300円	10本入り250g 14本入り350g 14本箱入り350g 28本箱入り700g	**850円** **1,190円** **1,290円** **2,580円**
41	（一財） 水戸市農業公社	フロマージュ・フレ	プレーン／ブルーベリー／オレンジ／ストロベリー １個80g	213円	プレーン／ブルーベリー／オレンジ／ストロベリー １個80g	**231円**
42	（一財） 水戸市農業公社	レアチーズタルト	プレーン１個　60g リンゴ／イチゴ／ウメ／ブルーベリー １個60g	213円 259円	プレーン１個　60g リンゴ／イチゴ／ウメ／ブルーベリー １個60g	**231円** **278円**
43	（一財） 水戸市農業公社	カマンベールチーズ	１個100g	741円	１個100g	**833円**

審査番号	申請者名	商品名	変更前		変更後	
			量目	税抜価格	量目	税抜価格
44	（一財） 水戸市農業公社	ゴーダチーズ （ブロック・クラッシュ）	ブロック１個100g クラッシュ１個90g	583円 537円	ブロック１個100g クラッシュ１個90g	**630円** **583円**
45	（一財） 水戸市農業公社	サントモールチーズ （ブロック・スライス）	ブロック１個100g スライス１個60g	1,111円 694円	ブロック１個100g スライス１個60g	**1,204円** **741円**
46	（一財） 水戸市農業公社	カチョカヴァロチーズ	200g	1,065円	200g	**1,185円**
47	（一財） 水戸市農業公社	ストリングチーズ	100g	509円	**70g**	509円
48	五條製菓（有）	水戸梅小町	１個30ｇ	139円	１個30ｇ	**149円**
49	新妻製菓	水戸乃梅ふくゆい みともち	１個40ｇ	143円	１個40ｇ	**158円**
50	新妻製菓	水戸乃梅ふくゆい ぱい	１枚40ｇ	200円	１枚40ｇ	**204円**
51	新妻製菓	水戸乃梅ふくゆい かりんとうまんじゅう	１個40ｇ	143円	１個40ｇ	**158円**

（３）事後検査　　５社５品

NO	業者名	商品名	購入店	登録内容			検査内容									
										必要表示事項						
				個数	重量	税抜価格	個数	重量	税抜価格	表示場所	商品名	原材料名	内容量	消費期限又は賞味期限	保存方法	事業者名称及び住所
1	亀印製菓(株)	水戸の梅	エクセルみなみ店	6個入	150g	850円	○	＋24g	○	○	○	○	○	○	○	○
2	(株)笹沼五郎商店	天狗そぼろ納豆	エクセルみなみ店	1個	300g	649円	○	＋１g	○	○	○	○	○	○	○	○
3	だるま食品(株)	だるま納豆 (茨城県産大豆使用)	おみやげやプラム水戸	3本束	210g	750円	○	＋54g	○	○	○	○	○	○	○	○
4	水戸納豆製造(株)	四代目からし	エクセルみなみ店	1個	80g	324円	○	±０g	○	○	○	○	○	○	○	○
5	新妻製菓	水戸乃梅ふくゆいかりんとうまんじゅう	新妻製菓	1個	40g	158円	○	±０g	○	○	○	○	○	○	○	○

水戸市優良観光土産品審査会委員名簿

令和5年2月17日時点
（順不同，敬称略）

	氏　　名	役　　職
会長	林（はやし）　太一（たいち）	水戸観光土産品協会会長
委員	島田（しまだ）　弘子（ひろこ）	水戸商工会議所女性会会長
委員	坂場（さかば）　夏美（なつみ）	水戸女性フォーラム書記
委員	芹澤（せりざわ）　弘之（ひろゆき）	水戸市大型店協議会会長
委員	渡辺（わたなべ）　政明（まさあき）	水戸市議会産業消防委員会委員
委員	荻沼（おぎぬま）　康弘（やすひろ）	水戸市ドライブイン協会事務局長
委員	原（はら）　一栄（かずえ）	(株)JR東日本クロスステーション水戸支店長
委員	川﨑（かわさき）　一馬（かずま）	水戸商工会議所青年部理事
委員	林（はやし）　由香里（ゆかり）	水戸市地域女性団体連絡会会長
委員	長澤（ながさわ）　征次（せいじ）	水戸大使の会会長
委員	前田（まえだ）　亨（とおる）	水戸市保健所技監兼保健衛生課課長
委員	鈴木（すずき）　吉昭（よしあき）	（一社）水戸観光コンベンション協会専務理事
委員	中村（なかむら）　清子（きよこ）	消費者（公募委員）

（任期）～令和6年2月20日まで

≪ 事 務 局 ≫

氏　　名	役　　職
長谷川（はせがわ）　昌人（まさと）	水戸市 産業経済部 部長
小林（こばやし）　一仁（かずひと）	水戸市 産業経済部 観光課 課長
川俣（かわまた）　和彦（かずひこ）	水戸市 産業経済部 観光課 副参事
大関（おおぜき）　利明（としあき）	水戸市 産業経済部 観光課 課長補佐兼事業係長
篠原（しのはら）　純一郎（じゅんいちろう）	水戸市 産業経済部 観光課 企画物産係長
島田（しまだ）　美月（みづき）	水戸市 産業経済部 観光課 主事

令和４年度水戸市優良観光土産品審査会　席次

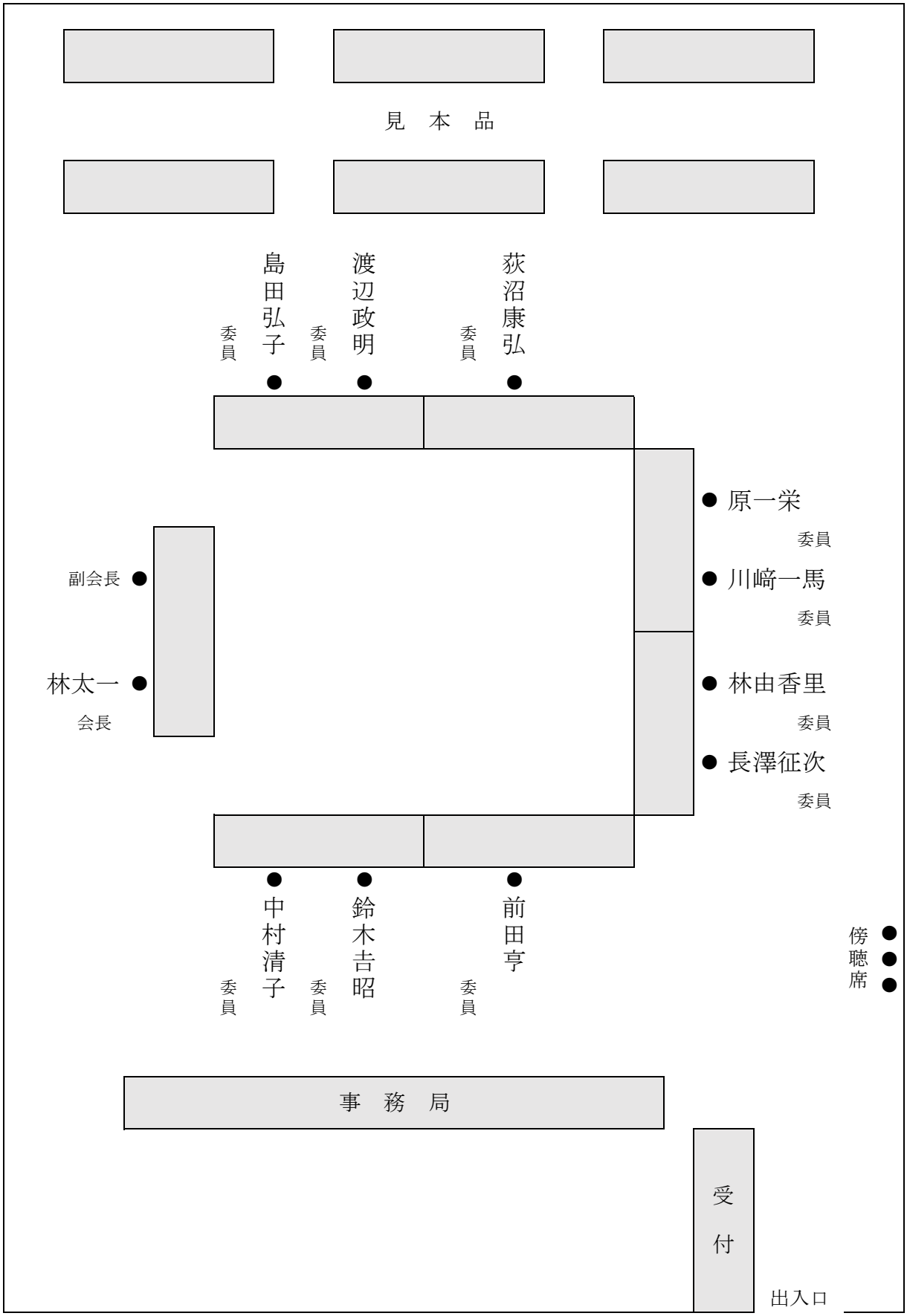

資料①

○水戸市優良観光土産品審査会条例

昭和62年3月30日
水戸市条例第29号
改正　平成４年９月22日条例第28号

（設置）
第１条　優良観光土産品（以下「優良土産品」という。）を登録して推奨するため，水戸市優良観光土産品審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事項）
第２条　審査会は，市長の諮問に応じ，次の各号に掲げる事項を審査する。
(1)　優良土産品の登録に関すること。
(2)　優良土産品の登録内容の変更に関すること。
(3)　優良土産品の登録の取消しに関すること。
(4)　その他必要と認める事項に関すること。

（組織）
第３条　審査会は，関係機関，団体の役職員及び学識経験者のうちから，市長が委嘱する13人の委員をもって組織する。

（任期）
第４条　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）
第５条　審査会に，委員の互選により会長及び副会長を置く。
２　会長は，審査会の会務を総理する。
３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）
第６条　審査会は，会長が招集し，会長は，会議の議長となる。
２　審査会は，委員の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。
３　審査会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（庶務）
第７条　審査会の庶務は，産業経済部において行う。

（補則）
第８条　この条例に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則

（施行期日）
１　この条例は，昭和62年４月１日から施行する。
（手数料条例の一部改正）
２　手数料条例（昭和22年水戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

付　則（平成４年９月22日条例第28号）
この条例は，平成４年10月１日から施行する。

資　料

○水戸市優良観光土産品推奨規則

昭和62年３月30日
水戸市規則第８号
改正　平成４年10月１日規則第105号
平成７年３月30日規則第16号
平成12年３月29日規則第16号
平成18年５月30日規則第57号
平成31年３月29日規則第16号
令和３年11月30日規則第90号
注　平成７年３月から改正経過を注記した。

（目的）

第１条　この規則は，観光土産品（以下「土産品」という。）の品質向上及び普及を図り，もって商工業の振興と観光事業の発展に寄与することを目的とする。

（登録）

第２条　市長は，土産品として優良であると認めるものを水戸市優良観光土産品（以下「優良土産品」という。）として登録し，推奨するものとする。

（推奨条件）

第３条　優良土産品は，次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

(1) 本市において生産され，又は販売されていること。

(2) 一般に販売されていること。

(3) 品質が優良であり，かつ，土産品として推奨する価値のあること。

(4) 名称，図案，意匠及び材料が本市にちなんだ要素を有していること。

(5) 土産品として適当な価格であること。

(6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号），不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号），観光土産品の表示に関する公正競争規約（昭和41年公正取引委員会告示第６号）その他関係法令に定める基準に適合していること。

（令３規則90・一部改正）

（登録申請）

第４条　優良土産品の登録を受けようとするものは，水戸市優良観光土産品登録申請書（様式第１号）に見本を添えて市長に提出しなければならない。この場合において，食品衛生法に基づく営業の許可を要する営業に係る食品等の土産品にあっては，当該土産品製造所の所管保健所の発行する食品営業許可証の写しを添付しなければならない。

（令３規則90・一部改正）

（推奨品の決定）

第５条　市長は，前条の規定による申請があったときは，水戸市優良観光土産品審査会条例（昭和62年水戸市条例第29号）に規定する水戸市優良観光土産品審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて，登録の可否を決定するものとする。

２　市長は，前項の規定により登録することを決定したときは，水戸市優良観光土産品登録決定通知書（様式第２号）により申請をした者に通知するとともに，水戸市優良観光土産品登録証（様式第３号）を交付する。

（平31規則16・一部改正）

（登録変更）

第６条　優良土産品の登録を受けたもの（以下「登録業者」という。）は，優良土産品の名称，意匠，個数，重量，小売価格等を変更しようとするときは，水戸市優良観光土産品登録変更申請書（様式第４号）に見本を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は，前項の規定による申請があったときは，審査会の意見を聴いて登録の変更の可否を決定し，水戸市優良観光土産品登録変更決定通知書（様式第５号）により登録業者に通知するものとする。

（平31規則16・一部改正）

（有効期間）

第７条　優良土産品の登録の有効期間は，当該登録の日から翌々年の２月末日までとする。ただし，市長は，特別の理由があると認めるときは，これを短縮し，又は延長することができる。

（平18規則57・全改）

（推奨マークの使用）

第８条　登録業者は，優良土産品に推奨マーク（様式第６号）を表示して販売することができる。

２　推奨マークを包装紙，容器，宣伝物又はこれらに類するものに表示して販売しようとするときは，推奨マーク表示承認申請書（様式第７号）に見本を添えて市長に提出し，承認を受けなければならない。ただし，市長が指定する証紙により推奨マークを表示する場合にあっては，この限りでない。

３　市長は，前項の規定による申請があったときは，推奨マーク表示承認書（様式第８号）により登録業者に通知するものとする。

（平31規則16・一部改正）

（登録手数料）

第９条　市長は，水戸市手数料条例（平成４年水戸市条例第36号）の定めるところにより，優良土産品の登録又は登録の変更を行う登録業者から手数料を徴収するものとする。

２　前項に規定する手数料の納入は，水戸市財務規則（平成７年水戸市規則第16号）に定める納入通知書により行うものとする。

（平７規則16・平12規則16・一部改正）

（苦情の処理）

第10条　登録業者は，優良土産品について苦情があったときは，誠意をもって，その処理に当たり，必要に応じて弁済等の措置を講ずるものとする。

（登録の取消し）

第11条　市長は，登録業者又は優良土産品が第３条，第６条，第８条又は次条の規定に適合せず，又は違反したと認めるときは，審査会の意見を聴いて登録を取り消すことができる。

２　登録を取り消された業者は，推奨登録証及び推奨マークを使用できないものとする。

（届出）

第12条　登録業者は，次の各号のいずれかに該当するときは，30日以内に市長に届け出なければならない。

(1) 住所若しくは氏名（法人その他の団体にあっては所在地若しくは名称）又は商号若しくは屋号に変更があったとき。

(2) 優良土産品の製造を中止し，又は停止したとき。

（平12規則16・平31規則16・一部改正）

（報告）

第13条　市長は，登録業者に対し，必要に応じて優良土産品についての報告を求めることができる。

（事後検査）

第14条　市長は，優良土産品が登録又は登録変更時の条件を保持しているかどうか随時検査することができる。

（台帳の備付け）

第15条　市長は，水戸市優良観光土産品登録台帳（様式第９号）を備え付けるものとする。

（補則）

第16条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この規則は，昭和62年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則施行前において，改正前の水戸市優良観光土産品推奨規則（昭和50年水戸市規則第７号）の規定により行われた手続その他の行為は，この規則の相当規定により行われた手続その他の行為とみなす。

付　則（平成４年10月１日規則第105号）

この規則は，平成４年10月１日から施行する。

付　則（平成７年３月30日規則第16号）抄

（施行期日）

1　この規則は，平成７年４月１日から施行する。

付　則（平成12年３月29日規則第16号）

（施行期日）

1　この規則は，平成12年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に作成した各様式の用紙は，同日以後においても，当分の間，所要の補正を行い，使用することができる。

付　則（平成18年５月30日規則第57号）

（施行期日）

1　この規則は，平成18年６月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の水戸市優良観光土産品推奨規則第５条の規定により水戸市優良観光土産品の登録を受けている観光土産品の登録の有効期間は，この規則による改正後の水戸市優良観光土産品推奨規則第７条の規定にかかわらず，平成16年８月中及び平成17年３月中に登録を受けたものにあっては平成19年２月28日まで，平成17年８月中及び平成18年３月中に登録を受けたものにあっては平成20年２月29日までとする。

付　則（平成31年３月29日規則第16号）

この規則は，平成31年４月１日から施行する。

付　則（令和３年11月30日規則第90号）

この規則は，公布の日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

水戸市長　　様

申請者
住　所（所在地）
氏　名（名称及び代表者）
商　号（屋号）

水戸市優良観光土産品登録申請書

下記の土産品について水戸市優良観光土産品の登録を受けたいので，水戸市優良観光土産品推奨規則第４条の規定により申請します。

記

<table>
<tr><td>品　　名</td><td colspan="2"></td><td>年間生産量</td><td></td></tr>
<tr><td>品質保証日数</td><td>春　　日</td><td>夏　　日</td><td>秋　　日</td><td>冬　　日</td></tr>
<tr><td>主な生産・販売場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>市場での販売開始時期</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>特　　徴</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>材　　料</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>製造工程</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">規　　格</td><td>個　　数</td><td colspan="2">重　　量</td><td>価　　格</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

注　見本を添えること。

様式第2号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

水戸市長　　印

水戸市優良観光土産品登録決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった土産品について，水戸市優良観光土産品推奨規則第5条の規定に基づき，下記のとおり決定したので通知します。

記

品　　名	規　　格		推 奨 期 間	登録番号	備　考
	個数及び重量	価　　格			

様式第3号(第5条関係)

推奨登録第　　号

水戸市優良観光土産品登録証

水戸市優良観光土産品推奨条件に合格したので優良観光土産品として推奨します

年　月　日

水戸市長　　印

様式第４号（第６条関係）

年　　月　　日

水戸市長　様

住所（所在地）
登録業者　氏名（名称及び代表者）
商号（屋号）

水戸市優良観光土産品登録変更申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で登録を受けた水戸市優良観光土産品について，次のとおり変更したいので，水戸市優良観光土産品推奨規則第６条第１項の規定により申請します。

１　変更の内容

２　変更の理由

３　変更予定年月日

４　備考

注　変更後の見本を添えること。

様式第５号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

水戸市長　　印

水戸市優良観光土産品登録変更決定通知書

年　　月　　日付けで変更の申請のあった水戸市優良観光土産品の変更について，水戸市優良観光土産品推奨規則第６条第２項の規定に基づき，下記のとおり決定したので通知します。

記

１　変更の可否

２　変更の内容

３　備考

様式第6号(第8条関係)

推　奨　マ　ー　ク

様式第7号(第8条関係)

年　　月　　日

水戸市長　　様

申請者
住　所(所在地)
氏　名(名称及び代表者)
商　号(屋号)

推 奨 マ ー ク 表 示 承 認 申 請 書

下記のとおり推奨マークを表示したいので，水戸市優良観光土産品推奨規則第8条第2項の規定により見本を添えて申請します。

記

1　目　　的

2　表示対象物

3　表 示 期 間

4　そ　の　他

様式第8号(第8条関係)

第　　号

年　　月　　日

様

水戸市長　　印

推 奨 マ ー ク 表 示 承 認 書

年　　月　　日付けで申請のあった推奨マークの表示について，水戸市優良観光土産品推奨規則第8条第3項の規定に基づき，下記のとおり承認したので通知します。

記

1　目　　的

2　表示対象物

3　表 示 期 間

4　そ　の　他

様式第９号（第15条関係）

水 戸 市 優 良 観 光 土 産 品 登 録 台 帳

登録業者名		代 表 者 名	
住　　所		年 間 生 産 量	
品　　名		品質保証日数	春　日　夏　日　秋　日　冬　日
主な生産・販売場所		特　　徴	
販売開始時期		材　　料	

登録番号	規格		登録期間	登録変更年月日	変更内容
	個数及び重量	価　格			
第　　号	g	円	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日承認	
第　　号	g	円	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日承認	
第　　号	g	円	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日承認	
第　　号	g	円	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日承認	
第　　号	g	円	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日承認	
第　　号	g	円	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日承認	
第　　号	g	円	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日承認	
第　　号	g	円	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日承認	
備　考					

様式第１号（第４条関係）

（平31規則16・全改，令３規則90・一部改正）

様式第２号（第５条関係）

（平31規則16・一部改正）

様式第３号（第５条関係）

様式第４号（第６条関係）

（平31規則16・全改，令３規則90・一部改正）

様式第５号（第６条関係）

（平31規則16・全改）

様式第６号（第８条関係）

様式第７号（第８条関係）

（平12規則16・平31規則16・令３規則90・一部改正）

様式第８号（第８条関係）

（平31規則16・一部改正）

様式第９号（第15条関係）

（平31規則16・全改）

観光土産品公正競争規約

包装と表示の新ルール

観光土産品の表示に関する公正競争規約・施行規約（全文）
全国各地の観光土産品公正取引協議会　一覧

全国観光土産品公正取引協議会

2020年２月

公正競争規約

公正競争規約とは、景品表示法第31条第１項の規程により事業者又は、事業者団体が消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けて、景品又は表示に関する事項について自主的に設定する業界のルールです。

公正競争規約は参加事業者の約束ごとであり、なにが良くてなにが悪いかが具体的に明文化され、業界のガイドラインとなるものです。公正競争規約は消費者庁長官及び公正取引委員会によって認定されたものですから、これを守っていれば景品表示法違反で問題にされることはありません。また他の関係法令に関する事項もとり入れているので、それらのことについても違反防止に役立てることができます。

観光土産品の公正競争規約は、観光客が土産品を購入する時に正しい商品選択ができるように、また業界の公正な競争秩序を確保することを目的として設定したものです。

観光土産品の公正競争規約の成立と改正

観光土産業界の自主ルールである公正競争規約ができたのは昭和41年にさかのぼりますが、その当時の観光土産品の最大の問題点は、あげ底、がく縁などといった過大包装でした。

規約ができたのに伴い、相次いで各都道府県に地方あるいは地区協議会が設立され、それぞれの地域において試買検査、認定審査、店頭指導を柱に規約にそった事業を実施しました。また、企業も積極的に規約の遵守に努力し、昭和50年代、60年代と年代が進むにつれて過大包装の面はもとより、観光土産品の表示は大きく改善されました。

その後、現行制度の運用改善を行いつつ食品表示に関する一元的な法律について平成23年７月の閣議決定がなされ、それを受け、より多くの消費者の方々が実際に商品を選ぶ際に役に立つわかりやすい食品表示の実現を目指して、平成23年９月から「食品表示一元化検討会」が開催され、その報告書が出されました。それを基に法案が作成・審議された結果、今までは「食品衛生法」、「日本農林規格（JAS）法」及び「健康増進法」の３法で詳細に定められていましたが、それら食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な食品表示制度となる「食品表示法」が平成25年６月28日に公布され、平成27年４月１日から施行されました。それに伴い、食品関連事業者等が遵守すべき具体的ルールである「食品表示基準」が策定されました。これには、５年間の移行期間が設けられ、令和２年４月１日（一部は既に移行済）に完全移行。食品表示法の改正に伴い、観光土産品の公正競争規約の改正も令和元年７月に消費者庁と公正取引委員会に承認されました。

～認定証と会員証～

規約に基づいて適正な表示を行っている会員は、その観光土産品の容器又は包装に「認定証」（公正マーク）を表示できます。認定審査に合格した土産品への認定証の表示は、シール、印刷、スタンプのいずれでもできます。いずれの場合にも地方協議会で使用規定が決められています。

容器などに表示される認定証とは別に、会員が店頭に掲出する「会員証」があります。

〔注〕各業種の規約について　各業種の公正競争規約は、令和２年３月現在101件を数えます。うち景品類の提供の制限に関するもの37件、表示に関するもの64件となっています。

各業種の公正取引協議会を統括する団体として（社）全国公正取引協議会連合会があります。

〒107-0052　東京都港区赤坂１－４－１　赤坂KSビル２階
TEL　03－3568－2020　　FAX　03－3568－2030
ホームページアドレス　http://www.jfftc.org/

規約のポイント

製造業者はじめ土産品関係事業者に直接関係のある規約の項目は次の４項目です。

第３条　必要表示事項	消費者の適切な商品選択の目安として必ず表示しなければならない事項を、観光土産品の容器又は包装に表示することを具体的に定めています。添加物やアレルギーの表示の仕方など今回の中心的改正箇所となっています。（具体的内容は３ページ）
第４条　過大な包装の禁止	観光土産品について、その内容量を誤認されるおそれがある容器又は包装を用いてはならないことになっており、過大包装の具体例が示されています。（具体的内容は８ページ）
第５条　特定事項の表示基準	観光土産品について、あいまいな表現や消費者に過度の期待を抱かせるような表示をしないため、①特色のある原材料の表示、②地名を付した「名産」「特産」「名物」などの表示をする場合の基準を定めています。（具体的内容は９ページ）
第７条　不当表示の禁止	本物でないものを本物であるかのような表示、特色のある原材料を使用していないのにその旨を明瞭に表示することなく特色のある原材料を使用しているかのような表示などを不当表示として具体的に定めています。（具体的内容は10ページ）

必要表示事項（規約第３条）

<table>
<tr><th>規約第項</th><th>必要表示事項</th><th>記　載　例</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>第1項
(1)</td><td>名　　称</td><td>洋菓子、焼き菓子</td><td>一般的な名称を表示すること。但し、食品表示基準において個別の表示基準が定められている品目については、その基準に従った名称を表示する。</td></tr>
<tr><td>(2)
(3)</td><td>原材料名
添加物</td><td>① 「原材料名」と「添加物」とをそれぞれ事項名を設けて表示
<table>
<tr><td>原材料名</td><td>いちご、砂糖</td></tr>
<tr><td>添加物</td><td>ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）</td></tr>
</table>
② 原材料名欄に原材料と添加物を区分して表示
例１）スラッシュで区分
<table>
<tr><td>原材料名</td><td>いちご、砂糖/ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）</td></tr>
</table>
例２）改行して表示
<table>
<tr><td>原材料名</td><td>いちご、砂糖
ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）</td></tr>
</table>
例３）別欄に表示
<table>
<tr><td rowspan="2">原材料名</td><td>いちご、砂糖</td></tr>
<tr><td>ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）</td></tr>
</table></td><td>使用した原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。
使用した添加物は重量の重い順で表示する。</td></tr>
<tr><td>(4)</td><td>原料原産地名</td><td>◇表示箇所
① 原料原産地名の事項欄を設けて表示
<table>
<tr><td>名　　称</td><td>ウインナーソーセージ</td></tr>
<tr><td>原材料名</td><td>豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、…</td></tr>
<tr><td>原料原産地名</td><td>アメリカ（豚肉）</td></tr>
</table>
② 原材料名に対応させて原料原産地を表示
<table>
<tr><td>名　　称</td><td>ウインナーソーセージ</td></tr>
<tr><td>原材料名</td><td>豚肉（アメリカ）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、…</td></tr>
</table></td><td>（平成29年９月１日に施行し、2022（令和４）年３月31日までの経過措置期間がある。国内で製造される全ての加工食品が対象。）
原材料に占める割合が最も高い原材料については、当該原材料名に対応させてその原産地名を表示する。
ただし、22食品群と農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削り節、おにぎりの５品目は個別に原料原産地の規定がある。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>規約第項</th><th>必要表示事項</th><th>記　載　例</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>(4)</td><td>原料原産地名</td><td>◇表示方法
(1)　「国別重量順表示」

(2)　対象原材料が加工食品の場合
対象原材料が国産品の場合は国内において製造された旨「国内製造」と、輸入品の場合は外国において製造された旨を「○○製造」と表示（○○は原産国名）。なお、原材料が国産品の場合は「国内製造」に代えて「○○製造」と表示することが可能（○○は都道府県名その他一般に知られている地名。）。

①　加工食品の製造地を表示
<table><tr><td>名　　称</td><td>清涼飲料水</td></tr><tr><td>原材料名</td><td>りんご果汁（ドイツ製造）、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC</td></tr></table>
②　加工食品に使われた生鮮食品の産地を表示
<table><tr><td>名　　称</td><td>清涼飲料水</td></tr><tr><td>原材料名</td><td>りんご果汁（りんご（ドイツ、ハンガリー））、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>(5)</td><td>内　容　量</td><td>g、ml、○○個等</td><td>重量、体積、数量等を表示する。ただし、重量を表示する場合にあっては、容器包装の量目を含まないものとする。</td></tr>
<tr><td>(6)</td><td>消費期限
又は
賞味期限</td><td>令和10年10月10日
又は10.10.10
2028.10.10
28.10.10</td><td>(1)　消費期限
定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいい、消費期限である旨の文字を冠して表示する。

(2)　賞味期限
定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいい、製造から賞味期限までの期間が３カ月以内のものにあっては、賞味期限である旨の文字を冠して表示する。ただし、品質が保たれるのが３カ月を超える食品については「賞味期限」を年月で表示してもよい。</td></tr>
<tr><td>(7)</td><td>保存の方法</td><td>ア　直射日光をさける。
イ　高温多湿を避ける。
ウ　要冷蔵である旨（○○℃以下で保存する旨を記載すること。）</td><td>(1)　食品の特性に従って具体的に表示する。
ただし、食品衛生法第11条第１項の規定により保存の方法の基準が定められたものにあっては、その基準に従って表示する。

(2)　常温で保存すること以外にその保存の方法に関し留意すべき事項がない場合は、常温で保存する旨を省略することができる。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>規約第項</th><th>必要表示事項</th><th>記　載　例</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>(8)</td><td>食品関連事業者の氏名又は名称及び住所</td><td rowspan="2">※製造者等が表示の内容に責任を有する者である場合は、一括表示枠内に「製造者」等の事項名とともに、「製造所等の所在地及び製造者等の氏名又は名称」を表示する。

(表示例)
(1)　表示責任者が製造者である場合
製造者の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号を用いて表示した場合
<table><tr><td>名　称
原材料名
添加物
原料原産地
内容量
賞味期限
保存方法
製造者</td><td>□□株式会社　＋AA
東京都○○区○○町□－□－□</td></tr></table>製造所固有記号については、下記までお問い合わせください。
(フリーダイヤル) 0120－○○○－○○○

(2)　表示責任者が販売者であり、製造者が異なる場合
ア　製造者の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号を用いて表示した場合
<table><tr><td>名　称
原材料名
添加物
原料原産地
内容量
賞味期限
保存方法
販売者</td><td>□□株式会社　＋AA
東京都○○区○○町□－□－□</td></tr></table>製造所固有記号については、下記のHPをご覧ください。
HPアドレス：http://○○○○○○○○○○○○

イ　製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を一括表示部分の枠外に表示した場合
<table><tr><td>名　称
原材料名
添加物
原料原産地
内容量
賞味期限
保存方法
販売者</td><td>□□株式会社
東京都○○区○○町１－２－３</td></tr></table>製造所　○○株式会社
東京都○○市○○町２－３－４</td><td>表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を食品表示基準の規定に従い表示する。</td></tr>
<tr><td>(9)</td><td>製造所又は加工所の所在地(輸入品にあっては、輸入業者の営業所の所在地)及び製造者又は加工者の氏名又は名称(輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称)</td><td>(1)　氏名は法人の場合は法人名を、個人の場合は個人名を表示する。屋号のみの表示は認められない。

(2)　住所は住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づく規定に従って住居番号まで記載する。但し、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する指定都市及び県庁の所在する市における道府県名を省略できる。また、同一都道府県内に同一町村名がない場合に限り、郡名を省略できる。

(3)　輸入品にあっては、輸入業者の営業所の所在地及び氏名又は名称を表示する。

＜例外的な表示方法＞
原則として同一製品を２箇所以上の製造所で製造してる場合、消費者庁長官に届け出た製造所固有記号を表示に代えることができる。なお、製造所固有記号を使用する場合は消費者から情報の提供する連絡先等を表示する必要がある。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>規約第項</th><th>必要表示事項</th><th>記　載　例</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>⑽</td><td>原産国名（輸入品に限る。）</td><td>原産国名 ○○</td><td>輸入品にあっては、記載例の通り原産国名を表示する。</td></tr>
<tr><td>⑾</td><td>栄養成分の量及び熱量</td><td>別記様式２
栄養成分表示
食品単位当たり
熱量 kcal
たんぱく質 g
脂質 g
炭水化物 g
食塩相当量 g

別記様式３
栄養成分表示
食品単位当たり
熱量 kcal
たんぱく質 g
脂質 g
－飽和脂肪 g
－n-３系脂肪酸 g
－n-６系脂肪酸 g
コレステロール mg
炭水化物 g
－糖質 g
－糖類 g
－食物繊維 g
食塩担当量 g
たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n-３系脂肪酸、n-６系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分 mg</td><td>食品表示基準の規定に従い表示する。
（別記様式２、別記様式３）
１　食品単位は、100g、100ml、１食分、１包装その他の１単位のいずれかを表示する。この場合において、１食分である場合は、１食分の量を併記して表示する。
２　この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。
３　栄養成分の量及び熱量であって一定の値を０とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。
４　この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</td></tr>
<tr><td>第2項</td><td>アレルゲン</td><td>【個別表示の例】
原材料名 ○○○（△△△、ごま油）、ゴマ、□□□、×××、醤油（大豆・小麦を含む）、マヨネーズ（大豆・卵・小麦を含む）、卵黄（卵を含む）、酵母エキス（小麦を含む）/調味料（アミノ酸等）、甘味料（ステビア）、◎◎◎（大豆由来）

【一括表示の例】
原材料名 ○○○（△△△、ごま油）、ゴマ、□□□、×××、醤油、マヨネーズ、卵黄、酵母エキス/調味料（アミノ酸等）、甘味料（ステビア）、◎◎◎、（一部に小麦・卵・ごま・大豆を含む）</td><td>〔義務〕特定原材料　７品目
えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生

〔推奨〕特定原材料に準ずるもの　21品目
あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、アーモンド
※2020年３月末時点</td></tr>
</table>

規約第項	必要表示事項	記　載　例	備　　考
第2項	アレルゲン	【個別表示を用いた場合の省略した表示の例】 ２種類以上の原材料又は添加物を使用し、同一の特定原材料等が含まれている場合は、そのうちいずれかに特定原材料等を含む旨又は由来する旨を表示すれば、それ以外の原材料又は添加物のアレルゲン表示は、省略することができる。 原材料名：○○○（△△△、<u>ごま油</u>）、<u>ゴマ</u>、□□□、×××、**醤油（大豆・小麦を含む）、マヨネーズ（卵を含む）、卵黄、酵母エキス**/調味料（アミノ酸等）、甘味料（ステビア）、◎◎◎ ※**太字**は、特定原材料等を含む食品。 ※<u>下線</u>は、代替表記及び拡大表記である食品。 ※実際の表示では太字、下線を表示する必要はない。 【一括表示を用いた場合】 特定原材料等そのものが原材料として表示されている場合や、代替表記等で表示されているものも含め、当該食品に含まれる全ての特定原材料等について、原材料欄の最後に（一部に○○、○○...を含む）と表示する。	
第3項	L-フェニルアラニン化合物を含む	【甘味料である、アスパルテームを含む食品の表示例】 甘味料（アスパルテーム・Lフェニルアラニン化合物を含む）	L-フェニルアラニン化合物を含む旨は、アスパルテームを含む食品に表示する。
第4項	遺伝子組換え食品、乳児用規格適用食品など食品表示基準により表示が必要な事項	乳児用規格適用食品である旨の表示は、原則的に「乳児用規格適用食品」と表示しますが、「本品は（食品衛生法に基づく）乳児用規格適用食品です。」、「乳児用規格適用」等の表示もできる。	• 大豆、とうもろこし等の農産物及びその加工食品のうち８作物及び33食品群については、「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え不分別」等の表示が義務付けられている。 • 高オレイン酸遺伝子組換え大豆等を使用した加工食品（大豆油等）については、「高オレイン酸遺伝子組換え」、「高オレイン酸遺伝子組換えのものを混合」等の表示が義務付けられている。
第5項	容器包装の分別回収のための識別表示	プラ　プラスチック製容器包装　飲料・酒類・特定調味料用のPETボトルを除く 紙　紙製容器包装　飲料用紙パック（アルミ不使用のもの）と段ボール製のものを除く 1 PET　飲料・酒類・特定調味料用のPETボトル スチール　飲料用スチール缶 アルミ　飲料用アルミ缶	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）の規定に基づき表示する。

過大な包装の禁止 （規約第４条）

観光土産品の内容量が実際には少ないものであるにもかかわらず、外見からはあたかも内容量が多く入っているかのように見せかけることは過大包装となり、次のようなものは禁止されています。

観光土産品は原則として、その内容量は容器、包装の３分の２以上であることを目安とします。判定方法については商品の観光土産としての特性とその保護のための必要性を勘案して、商品の配列を行った状態において測定します。（施行規則・第３条参照）

過大包装の類型

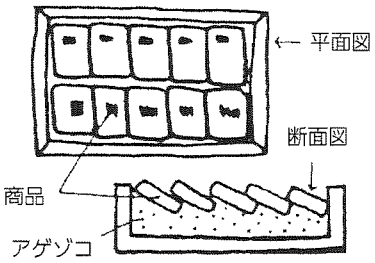

・アゲゾコ
内容物の保護又は品質保全の限度をこえて、外見から容易に判明することができないように、容器の底をあげること。

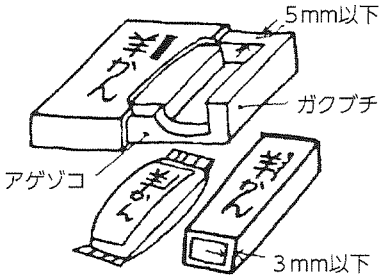

・ガクブチ
内容物の保護又は品質保全の限度をこえて、外見から容易に判明することができないように、額縁状の広い巾の縁取りをほどこすこと。

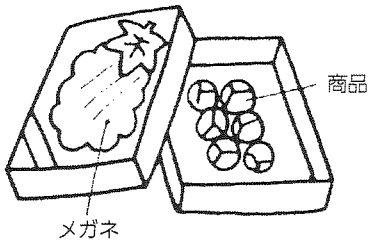

・メガネ
容器又は外装に切抜をし、中が見える部分にのみ内容物を入れて、全体に入っているかのように見せかけること。

・アンコ
内容物の保護又は品質保全の限度をこえて、容器の底又は個々の内容物の間に紙片、木毛など（アンコ）を詰めること。

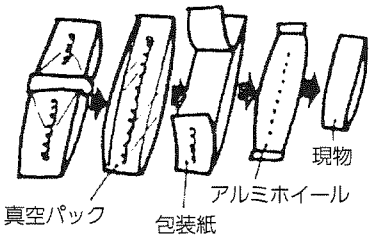

・十二単衣（ひとえ）
内容物の保護又は品質保全の限度をこえて、内装を重ねること。

・コムソウ
内容物の保護又は品質保全の限度をこえて、容器のふたを大きくすること。

（注）過大な容器包装は、中身が多く入っているように見せかけることによって「実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係わるものよりも、取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため」景品表示法で禁止する不当な表示に該当します。

特定事項の表示基準 （規約第５条）

- これは観光土産品の規約だけに設けられているものではなく、他の食品の規約にはほとんど設けられています。観光土産品についての基準は次のとおりです。

- 栗、たい、かに、松茸など特色のある原材料を使用している場合でなければ、商品名、写真、絵、説明文などにその原材料の表示はできません。しかし、次のような場合は表示することができます。

例外事項(1)

その原材料の香料を使用しているものについて、香料を使用している旨を商品名と同一視野に入る場所に14ポイント（表示面積が小さい場合は８ポイント）以上の文字で表示する場合。

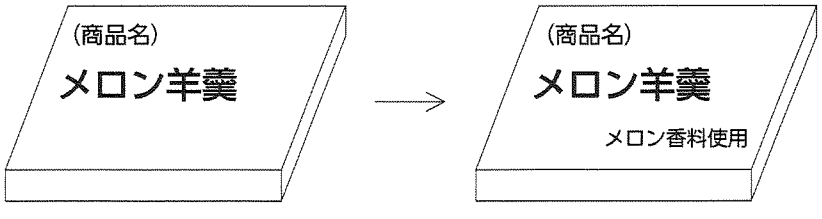

※同一視野14ポイント以上（表示面積が小さい場合は８ポイント）

例外事項(2)

形態を商品名としたものについて、その旨を商品名と同一視野に入る場所に14ポイント（表示面積が小さい場合は８ポイント）以上の文字で表示する場合。

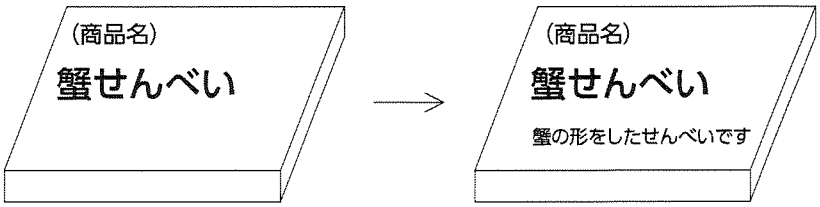

※同一視野14ポイント以上（表示面積が小さい場合は８ポイント）

例外事項(3)

- 地名、名物などから商品名をつけているものについては、それが特色のある原材料を表すものの場合には、当該原材料を使用していない旨を商品名と同一視野に入る場所に14ポイント（表示面積が小さい場合は８ポイント）以上の文字で表示した場合。

- 写真、絵、説明文などで特色のある原材料を使用している旨を強調して表示する場合には、その含有量を表示しなければなりません。
  - 全重量の○○％使用
  - ○○の果肉○○％使用
  - ○○グラム使用

- 地名を付した「名産」「特産」「名物」などの表示は、その地域で生産された原材料を使用している場合、又はその地域において製造した場合のいずれかの条件を満たすものでなければなりません。

なお、実際に即した詳細な判別基準などは、地方協議会で具体化を図ることができます。

不当表示の禁止（規約第７条）

不当表示とは、消費者に商品などの品質、価格などについて誤認を与える虚偽もしくは誇大な表示をいいます。つまり「うそ」や「ごまかし」はもちろんのこと、「事実を誤解させるような紛らわしい表示」なども不当表示となります。不当表示の禁止は14項目にわたって規定（別掲の公正競争規約第７条）されていますが、その主なものは次のとおりです。

(1) 規約第７条第１号

当該商品でないものを当該商品であると誤認されるおそれがある表示。

ア．商品が「かに身」と「合わせみそ」で作られているものに、商品名として「かにみそ」の名称をつけること。

イ．原材料として100％岩のりを使用していないのに、商品名として「岩のり」と表示。

ウ．「栗」を使用していない「羊かん」に、商品名として「栗羊かん」と表示。

エ．「茶」を使用していない「そば」に、商品名として「茶そば」と表示。

(2) 規約第７条第２号

ア．三陸産ではない「わかめ」に、商品名として「三陸産わかめ」と表示。

イ．有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品ではないものに「有機○○」と表示。

(3) 規約第７条第４号

「手焼き」でないものを「手焼き」、「炭焼き」でないものを「炭焼き」又は「手打ち」でないものを「手打ち」と誤認されるおそれがある表示。

(4) 規約第７条第５号

ア．特定の成分又は原材料が多いこと又は少ないことを強調することにより、品質が優れているかのように誤認されるおそれがある表示。

イ．「天然」、「自然」、「純」等の用語。

ウ．「生」、「フレッシュ」等の新鮮を意味する文言の表示。

(5) 規約第７条第８号

「極上」、「超」、「最高級」等の最上級を意味する文言の表示。

(6) 規約第７条第11号

ア．「賞」、「推奨」等を受けた時期及び授賞者、推奨者等の氏名又は名称並びに受賞した展覧会、品評会等の名称が記載されていない「賞」、「推奨」等を受けた旨の表示。

イ．受けた番号が記載されていない法令に基づく特許、登録等を受けた旨の表示。

ウ．分析、検査等を行った時期及び機関等の名称が記載されていない分析検査に合格した旨等の表示。

(7) 規約第７条第12号

立証されていない「官公庁」、「神社」、「仏閣」その他著名な団体又は個人が推奨又は購入した旨の表示。

(8) 規約第７条第14号

ア．施行規則第５条各号による手続きを踏まえずに認定証を貼付すること又は模造した認定証を貼付。

イ．「香料を使用している旨」を表示している場合であっても、あたかも当該原材料そのものを使用しているかのように誤認されるおそれがある表示。

～公正競争規約と公正取引協議会の効果～

第１に、協議会のインサイダーは規約を守っている限り、不当表示として問題とされることがないため、安心して販売活動に専念できます。

第２に、仮にインサイダーが規約に違反する行為をした場合でも、業界の自主規制によって観光土産品公正取引協議会が措置することになっているため、直ちに法律に基づく措置を受けることがありません。

第３に、公正競争規約はアウトサイダーに対して法的拘束力はありませんが、規約の内容を参酌して法律の運用が行われるため、実質的には規約の効果がアウトサイダーにも及ぶことになります。つまり、協議会に参加していないアウトサイダーに対しては、国又は都道府県が直接規制することになります。

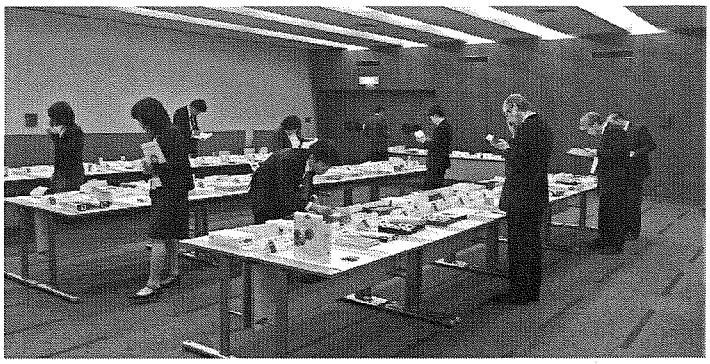

広島県観光土産品公正取引協議会

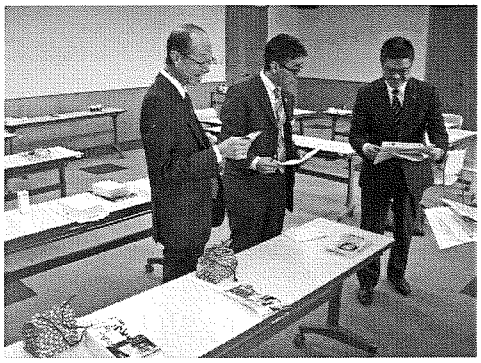

山梨県観光土産品公正取引協議会

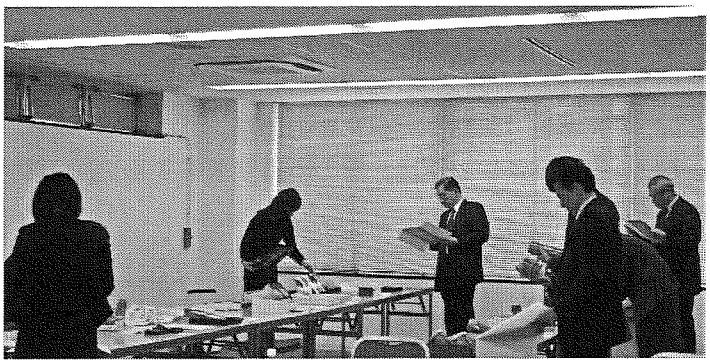

東京ブランドみやげ品公正取引協議会

観光土産品公正取引協議会の会員　観光土産品公正取引協議会の会員は、公正競争規約に参加して地方協議会に入会したもの、及び全国協議会の目的に賛同したものとなっています。

会員は第１種会員（観光土産品の製造販売業者）、第２種会員（同・卸売業者）、第３種会員（同・小売業者）、賛助会員、特別会員（本協議会の目的に賛同する全国団体及び法人）に分類されます。

違反に対する調査及び措置　全国協議会及び地方協議会は、この規約に違反する事実があると思われる時は、関係者を招致するなど必要な調査をすることができます。この調査に協力しない場合は３万円以下の違約金を課され、また除名されることがあります。また、違反行為に対して警告が行われ、それに従わない場合には30万円以下の違約金を課され、又は除名処分をされることがあります。違反者が協議会の措置に従わない場合は、国又は都道府県に必要な措置を求めることがあります。

観光土産品の表示に関する公正競争規約及び同施行規則

昭和41年２月12日	公正取引委員会認定	平成６年４月19日	公正取引委員会承認
改正平成６年４月19日	公正取引委員会認定	改正平成７年５月16日	公正取引委員会承認
改正平成７年５月16日	公正取引委員会認定	改正平成17年12月15日	公正取引委員会承認
改正平成17年12月15日	公正取引委員会認定	改正平成20年４月８日	公正取引委員会承認
改正平成20年４月８日	公正取引委員会認定	改正平成21年８月21日	公正取引委員会承認
改正平成21年８月21日	公正取引委員会認定	改正平成24年10月４日	公正取引委員会・消費者庁長官承認
改正平成28年８月30日	公正取引委員会・消費者庁長官認定	改正令和元年７月２日	公正取引委員会・消費者庁長官承認
改正令和元年７月２日	公正取引委員会・消費者庁長官認定		

公正競争規約

（目　的）

第１条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第31条第１項の規定に基づき、観光土産品の表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

（定　義）

第２条　この規約において、「観光土産品」とは、食品類であって、商品名、絵、文字等で土産品である旨の表示をしたもの又は主として観光地において観光客の土産用として販売されるものをいう。ただし、景品表示法第31条第１項の規定に基づき設定された他の規約の適用を受けるものを除く。

２　この規約において「事業者」とは、観光土産品を製造し、加工し（他に製造、加工させる場合を含む。）、若しくは販売し、又は輸入して販売することを業とする者をいう。

３　この規約において「表示」とは、不当景品類及び不当表示防止法第２条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和37年公正取引委員会告示第３号）第２項に規定するものをいう。

（必要表示事項）

第３条　事業者は、観光土産品の容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第４条第５項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項を、観光土産品の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない。ただし、食品表示法（平成25年法律第70号）第４条第１項の規定に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「食品表示基準」という。）により表示するものとする。

(1)　名称

(2)　原材料名

(3)　添加物

(4)　原料原産地名

(5)　内容量

施　行　規　則

（定　義）

第１条　規約第２条第１項に規定する「観光土産品」とは、第１号から第４号までに掲げるものとする。

(1)　当該品に土産、土産品、みやげ、名産、名産品、特産、特産品、名物、銘菓等と表示したもの

(2)　商品名に地域名を冠したもの（○○羊かん、○○最中、○○まんじゅう、○○だんご等（○○は地名））

(3)　観光地の観光資源あるいは観光対象を絵あるいは文字等をもってデザインした容器包装を用いた商品

(4)　土産品として広報されている商品及び顧客等に土産品として販売されているもの

（必要表示事項）

第２条　規約第３条第１項の規定により表示すべき必要表示事項については、次に掲げる基準に基づき、別記様式１から別記様式３までにより表示すること。

ただし、別記様式１から別記様式３までによる表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。

１　名称

名称の表示は、「名称」の文字の後に、その内容を表す一般的な名称を表示すること。ただし、食品表示基準第３条第１項ただし書で定める食品にあっては別表４に掲げる名称を表示する。

２　原材料名

原材料名の表示は、「原材料名」の文字の後に、使用した原材料を食品表示基準第３条第１項の表の原材料名の項の規定に従い表示すること。

３　添加物

添加物の表示は、「添加物」の文字の後に、使用した添加物を食品表示基準第３条第１項の表の添加物の項の規定に従い表示すること。

４　原料原産地名

「原料原産地」の文字の後に、食品表示基準第３条第２項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定に従い原料原産地を表示すること。

５　内容量

「内容量」の文字の後に、食品表示基準第３条の規定に従い内容量（例えば、グラム、ミリリットル、個数等）を表示すること。ただし、重量を表示する場合にあっては、容器包装の量目を含まないものとする。

公正競争規約	施　行　規　則
(6)　消費期限又は賞味期限	6　消費期限又は賞味期限 (1)　消費期限 ア　定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日を表示する。 イ　「消費期限」の文字の後に、次のように表示する。ただし、(イ)、(ウ)又は(エ)の場合であって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができるものとする。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と表示するものとする。 (ア)　令和元年10月10日 (イ)　10.10.10 (ウ)　2028.10.10 (エ)　28.10.10 (2)　賞味期限 ア　定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいい、製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあっては、賞味期限である旨の文字を冠して、次のイの(ア)から(エ)までのように表示する。ただし、品質が保たれるのが3月を超える食品については「賞味期限」を年月で表示してもよい。 イ　「賞味期限」の文字の後に、次のように表示する。ただし、(イ)、(ウ)又は(エ)の場合であって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができるものとする。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と表示するものとする。 (ア)　令和10年10月10日 (イ)　10.10.10 (ウ)　2028.10.10 (エ)　28.10.10
(7)　保存の方法	7　保存の方法 (1)　「保存方法」の文字の後に、製品の特性に従って次の例に準じて具体的に表示する。ただし、食品衛生法第11条第1項の規定により保存の方法の基準が定められたものにあってはその基準に従って表示すること。 ア　直射日光を避ける。 イ　高温多湿を避ける。 ウ　要冷蔵である旨（○○℃以下で保存する旨を記載すること。） (2)　常温で保存すること以外にその保存の方法に関し留意すべき事項がない場合は省略することができる。
(8)　食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	8　食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を食品表示基準の規定に従い表示すること。
(9)　製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）	9　製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）を食品表示基準の規定に従い表示すること。 住所は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく規定に従って住居番号まで記載する。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する指定都市及び県庁の所在する市における都道府県名を省略できる。また、同一都道府県内に同一町村名がない場合に限り、郡名を省略できる。
(10)　原産国名（輸入品に限る。）	10　原産国名 輸入品にあっては、「原産国名」の文字の後に、「○○」（○○は国名）と表示する。
(11)　栄養成分の量及び熱量	11　栄養成分の量及び熱量 栄養成分の量及び熱量を食品表示基準の規定に従い表示すること。（別記様式2、別記様式3）
2　アレルゲン	12　特定原材料に係る表示 食品表示基準の別表第14に掲げる食品（以下「特定原材料」という。）を原材料に使用している場合及び特定原材料に由来する添加物を含む場合にあっては、食品表示基準第3条第2項の定めるところにより表示しなければならない。
3　L－フェニルアラニン化合物を含む旨	13　アスパルテームを含む食品に係る表示 規約第3条第3項に掲げるL－フェニルアラニン化合物を含む旨は、食品表示基準第3条第2項に定めるところにより、アスパルテームを含む食品に表示すること。
4　前3項に定めるもののほか、遺伝子組換え食品、乳児用規格適用食品など食品表示基準により表示が必要な事項	

公正競争規約	施　行　規　則
5　容器包装の分別回収のための識別表示	14　規約第３条第５項に掲げる「識別表示」は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）の規定に基づき表示すること。
（過大な包装の禁止） 第４条　事業者は、観光土産品について、次の各号に掲げる方法により、その内容量を誤認されるおそれがある容器包装を用いてはならない。ただし容器包装の用に供するものを販売の主たる対象とする場合は、この限りではない。	**（過大な包装の禁止）** 第３条　規約第４条の「内容量を誤認されるおそれがある容器包装」に当たるかどうかは、次の基準に基づいて判断するものとする。 (1)　原則として、内容物の体積が容器の体積に対し３分の２以上であることを目安として、過大包装であるかないかを判定する。 判定方法については、容器、外装の内のりの体積（縦×横×高さ）と、その内容物の体積（縦×横×高さ）の比率とする。 なお、商品の詰まっている部分の内のりの体積の算出に当たっては、商品の観光土産品としての特性とその保護のための必要性を勘案して、商品の配列を行った状態において測定するものとする。 (2)　過大包装を判断するについての基準は、商品の内容の相違、包装形態の相違、販売方法の相違等を勘案するものとし、次の基準によるものとする。 ア　フチと中敷段ボールの関係 フチ幅５ミリメートル以下、中敷段ボール３ミリメートル以下とする。重量のあるもの、壊れやすいものなど特別のものについて勘案する場合のフチ幅の限度は８ミリメートルとする。 イ　棹もの羊かん類の包装用段ボールの厚さ 棹もの羊かん類の包装に使用する段ボールの厚さは、３ミリメートル以内とする。 ウ　発泡スチロールの中敷（中立を含む。） 発泡スチロールを外包装、中敷等に使用した場合であっても、商品の内容量は前述のとおりとする。
(1)　内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、外見から容易に判明することができないように容器の底を上げること（アゲゾコ）。	(3)　次の方法による過大包装は禁止される。 ア　内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、外見から容易に判明しないような方法で容器の底をあげたり、底をあげるのと同様のことをしてはならない。 （規約第４条第１号に基づく禁止、アゲゾコ）
(2)　内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、外見から容易に判明することができないように額縁状の広い幅の縁取りを施すこと（ガクブチ）。	イ　内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、額縁状の広い幅の縁取りをして、外見上商品がいっぱい詰まっているかのように見せ掛けてはならない。 （規約第４条第２号に基づく禁止、ガクブチ）
(3)　容器又は外装に切抜きをし中が見える部分にのみ内容物を入れて、全体に入っているかのように見せ掛けること（メガネ）。	ウ　容器又は外装に切抜きをし、中が見える部分だけ内容物を入れ、外見上商品がいっぱい詰まっているかのように見せ掛けてはならない。 （規約第４条第３号に基づく禁止、メガネ）
(4)　内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、容器の底又は個々の内容物の間に紙片、木毛などを詰めること（アンコ）。	エ　内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、容器の底又は個々の内容物の間に、紙片、木毛、セロハン等を詰め、外見上商品がいっぱい詰まっているかのように見せ掛けてはならない。 （規約第４条第４号に基づく禁止、アンコ）
(5)　内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、内装を重ねること（十二単衣）。	オ　内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、幾重にも内装を重ね外見上商品がいっぱい詰まっているかのように見せ掛けてはならない。（規約第４条第５号に基づく禁止、十二単衣）
(6)　前各号に掲げるもののほか、内容量に比し、過大な容器包装を用いること。	カ　その他の方法で、内容量に比べ、過大な容器、材料を用いて包装してはならない。 （規約第４条第６号に基づく禁止）
（特定事項の表示基準） 第５条　事業者は、観光土産品について、特色のある原材料を使用している場合でなければ、当該観光土産品の商品名、写真、絵、説明文等に当該原材料の表示をしてはならない。ただし、次の場合にあっては、この限りではない。 (1)　当該原材料の香料を使用しているものについて、その旨を商品名と同一視野に入る場所に表示した場合 (2)　形態を商品名としたものについて、その旨を商品名と同一視野に入る場所に表示した場合 (3)　地名、名物等から商品名を付けたものについて、それが特色のある原材料を表わすものにあっては、当該原材料を使用していない旨を商品名と同一視野に入る場所に表示した場合	**（特定事項の表示基準）** 第４条　規約第５条第１項に規定する表示は、次によるものとする。 (1)　特定の原産地のもの、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、原料原産地名を表示する場合を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が100パーセントである場合にあっては、割合の表示を省略することができる。 ア　特色のある原材料の製品の原材料及び添加物に占める重量の割合 イ　特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合（この場合において、特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を表示する。） ウ　特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合にあっては、特定の原材料の製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。

公正競争規約	施　行　規　則
	(2) 規約第５条第１項第１号、第２号及び第３号に規定する表示をする場合には、日本産業規格Z8305（1962）（以下「JISZ8305」という。）に規定する14ポイント以上の大きさの文字で表示するものとする。ただし、表示可能面積が小さい場合には、JISZ8305に規定する８ポイント以上とする。
(4) 施行規則で定める場合	(3) 規約第５条第１項第４号に規定する「施行規則で定める場合」とは、全国協議会が、地方協議会の申請に基づき、当該商品が伝統的な商品であって、当該原材料を使用していないことが一般消費者に周知されていると認め、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を得た場合をいう。
2　事業者は、観光土産品について、地名を付した「名産」、「特産」、「本場」、「名物」その他これらに類する表示をしようとする場合には、当該地域において生産された原材料を使用したもの又は当該地域において製造されたものでなければ、これを表示してはならない。 3　前２項の表示に関して、地方観光土産品公正取引協議会（以下「地方協議会」という。）の定める基準がある場合には、その規定によるものとする。	2　地方協議会は、規約第５条第３項に規定する地方協議会の基準を定める場合は、全国協議会に申請し公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を得るものとする。
（その他の表示事項） 第６条　全国観光土産品公正取引協議会（以下「全国協議会」という。）は、第１条の目的を達成するため特に必要があると認められる場合には、第３条及び第５条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。	**（公正マーク）** 第５条　全国協議会は、規約第６条に基づく表示として、次の規定に従い規約に従い、適正な表示をしていると認められる会員に対し、その製造又は販売に係わる観光土産品の容器包装に「認定証」を表示させることができる。 (1) 「認定証」を表示させるに当たっては、地方協議会は、会員から認定の申請を受けた当該土産品の表示に関する審査を行い、この審査に合格した土産品について、全国協議会にその認定を申請しなければならない。この場合において、地方協議会は、その表示について疑義が生じた場合は、認定の申請を行った会員（以下「認定申請会員」という。）に必要な資料の提出を求め、その内容を確認するものとする。 (2) 全国協議会は、地方協議会から認定の申請を受けた土産品について、それが規約に従い適正に表示が行われていると認める場合は認定するものとする。ただし、地方協議会の行った合格の判定について疑義があるときは、全国協議会は調査を行い、必要に応じ地方協議会及び認定申請会員に資料の提出を求めることができる。 (3) 土産品の認定の有効期間は２か年とする。ただし、認定を行った年の翌年は、認定を行った土産品の表示が正しく実施されているかどうかを検証するものとする。 (4) 全国協議会は、認定有効期間が満了した土産品であっても、次の審査が行われるまでは、地方協議会からの届出を受けた上で、６か月を上限としてその認定を有効にすることができる。 (5) 認定を受けた土産品に表示する「認定証」は、次の図柄１とする。ただし、地方協議会において、全国協議会の承認を得た場合は、色を変更すること並びにア及びイに従い図柄等を変更することができる。 ア　図柄１及び図柄２のうち「全国観光土産品公取協」の文字は地方協議会名に、「おみやげ」の文字　は「○○みやげ」（○○は地名）等地名を付加したものに、それぞれ変更することができる。 イ　図柄２の斜線部分については、地方協議会独自のデザインに変更することができる。 図柄１ 図柄２ (6) 「認定証」の表示は、次のいずれの方法で行っても差し支えない。 ①印刷　②スタンプ　③シール (7) 地方協議会の行う表示に関する審査に合格しなかったものについては、地方協議会において、認定申請会員に対し指摘事項に係る指導をした上で再審査を行う。 (8) 地方協議会の行う表示に関する審査において、規約に従っているかどうか判定できないものについては、全国協議会において審査した上で、認定の可否を決定する。 (9) 全国協議会は、土産品の認定後に当該土産品の認定申請会員に対して規約第11条に定める措置を採る場合は、当該認定申請会員に当該土産品の認定証の使用停止を求めなければならない。

公正競争規約	施　行　規　則
	2　会員は、自己の店舗及び事業所に全国協議会又は地方協議会の会員である旨を、次の規定に従い「会員証」をもって表示することができる。 (1)「会員証」は、シール、プレート等をもって表示するものとする。 (2)「会員証」の図柄は前項第５号の規定に準ずるものとし、同図柄中「認定証」の文字の部分を「会員証」と表示するものとする。
(不当表示の禁止) 第７条　事業者は、観光土産品について、食品表示基準第９条に定めるもののほか、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1)　当該商品でないものを当該商品であると誤認されるおそれがある表示	**(不当表示の禁止)** 第６条　規約第７条各号の規定による不当表示に当たるものを例示すると、次のとおりである。 (1)　規約第７条第１号 ア　商品が「かに身」と「合わせみそ」でつくられているものに、商品名として「かにみそ」と表示すること。 イ　当該商品の原材料として 100パーセント岩のりを使用していないのに、商品名として「岩のり」と表示すること。 ウ　「栗」を使用していない「羊かん」に、商品名として「栗羊かん」と表示すること。 エ　「茶」を使用していない「そば」に、商品名として「茶そば」と表示すること。
(2)　特色のある原材料を使用していないのに、その旨を明瞭に表示することなく特色のある原材料を使用しているかのような表示を行うことにより、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示 (3)　特色のある原材料を少量しか使用していないのに、写真、絵、説明文等で多量に使用しているかのように表示することにより、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示	(2)　規約第７条第２号 ア　三陸産ではない「わかめ」に、商品名として「三陸産わかめ」と表示すること。 イ　有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品ではないものに「有機○○」と表示すること。
(4)　製法が実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示	(3)　規約第７条第４号 「手焼き」でないものを「手焼き」、「炭焼き」でないものを「炭焼き」又は「手打ち」でないものを「手打ち」と誤認されるおそれがあるもの
(5)　品質、成分、原材料等が実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示 (6)　第５条第２項の規定に基づかない地名を付した「名産」、「特産」、「本場」、「名物」等を使用した表示 (7)　原産国について誤認されるおそれがある表示 (8)　客観的な根拠又は全国協議会の定める基準によらないで、「特上」、「特選」、「極上」、「超」、「最高級」等の文言を用いることにより、当該商品が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示 (9)　内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて過大な容器包装を用いることにより、内容量が誤認されるおそれがある表示 (10)　賞でないものを賞であるかのように誤認されるおそれがある表示	(4)　規約第７条第５号 ア　特定の成分又は原材料が多いこと又は少ないことを強調することにより、品質が優れているかのように誤認されるおそれがあるもの イ　「天然」、「自然」、「純」等の用語 ウ　「生」、「フレッシュ」等の新鮮を意味する文言の表示 (5)　規約第７条第８号 「極上」、「超」、「最高級」等の最上級を意味する文言の表示
(11)　自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示	(6)　規約第７条第11号 ア　「賞」、「推奨」等を受けた時期及び授賞者、推奨者等の氏名又は名称並びに受賞した展覧会、品評会等の名称が記載されていない「賞」、「推奨」等を受けた旨の表示 イ　受けた番号が記載されていない法令に基づく特許、登録等を受けた旨の表示 ウ　分析、検査等を行った時期及び機関等の名称が記載されていない分析検査に合格した旨等の表示
(12)　官公庁、神社、仏閣その他著名な団体又は個人が購入又は推奨しているかのように誤認されるおそれがある表示 (13)　他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗する表示 (14)　前各号に掲げるもののほか、観光土産品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示	(7)　規約第７条第12号 立証されていない「官公庁」、「神社」、「仏閣」その他著名な団体又は個人が推奨又は購入した旨の表示 (8)　規約第７条第14号 ア　施行規則第５条各号による手続きを踏まえずに認定証を貼付すること又は模造した認定証を貼付すること イ　「香料を使用している旨」を表示している場合であっても、あたかも当該原材料そのものを使用しているかのように誤認されるおそれがある表示
(公正取引協議会の設置) 第８条　この規約の目的を達成するため、全国協議会及び地方協議会を設置する。 2　全国協議会は、地方協議会並びにこの規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。 3　地方協議会は、当該地域内のこの規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。	

公正競争規約	施　行　規　則
（全国協議会及び地方協議会の事業） 第９条　全国協議会は次の事業を行う。 ⑴　この規約の周知徹底に関すること。 ⑵　この規約についての相談及び指導に関すること。 ⑶　この規約の遵守状況の調査に関すること。 ⑷　この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 ⑸　一般消費者からの苦情処理に関すること。 ⑹　この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。 ⑺　景品表示法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。 ⑻　関係官公庁との連絡に関すること。 ⑼　会員に対する情報提供に関すること。 ⑽　その他この規約の施行に関すること。 ⑾　地方協議会の設置に関すること。 ⑿　地方協議会に対する指導、監督に関すること。 ２　地方協議会は次の事業を行う。 前項第１号から第10号までに掲げる事業。ただし、第４号及び第６号の事業のうち違約金を課すこと及び除名処分をすることを除く。 **（違反に対する調査）** 第10条　全国協議会及び地方協議会は、第３条から第５条又は第７条の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その事実について必要な調査を行うことができる。 ２　事業者は、前項の規定に基づく全国協議会及び地方協議会の調査に協力しなければならない。 ３　全国協議会及び地方協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告することができる。 ４　地方協議会は、前項の規定による警告を行った場合には、全国協議会に報告するものとする。 ５　全国協議会は、第３項の規定による警告を受けた事業者がこれに従わないときは、３万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 **（違反に対する措置）** 第11条　全国協議会及び地方協議会は、第３条から第５条又は第７条の規定に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。 ２　地方協議会は、前項の規定による警告を行った場合には、全国協議会に報告するものとする。 ３　全国協議会は、第１項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ４　全国協議会は、前条第３項若しくは第５項又は本条第１項若しくは第３項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 **（違反に対する決定）** 第12条　全国協議会は、第10条第５項又は前条第３項の規定による措置を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。 ２　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から20日以内に、全国協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。 ３　全国協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。 ４　全国協議会は、第２項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。	

公正競争規約	施　行　規　則
(規則の制定) 第13条　全国協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。 2　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	**(細則等の制定)** 第7条　全国協議会は、規約及び施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。 2　前項の細則又は運用基準を定め、又は変更し、又は廃止しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出るものとする。 **別記様式1** 名称 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 消費期限 保存方法 原産国名 製造者 **備　考** 1　表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。 2　邦文をもって、一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行うこと。 3　容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所に表示する。 4　表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する8ポイント以上の活字の大きさの統一のとれた文字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下の場合は、5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。 5　この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」、「品目」と表示することができる。 6　添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。 7　原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができる。 8　消費期限に代えて賞味期限を表示すべき場合にあっては、この様式中「消費期限」を「賞味期限」とする。 9　食品関連事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。 10　原材料名、原料原産地名、内容量及び消費期限又は賞味期限を他の事項と一括して表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。 11　消費期限又は賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合において、保存の方法についても、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、消費期限又は賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。 12　この様式は縦書きとすることができる。 13　この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。 **別記様式2** 栄養成分表示 食品単位当たり 熱量　kcal たんぱく質　g 脂質　g 炭水化物　g 食塩相当量　g **備　考** 1　食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。 2　この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。

公正競争規約	施　行　規　則
	3　栄養成分の量及び熱量であって一定の値を０とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。 4　この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。 **別記様式３** 栄養成分表示 食品単位当たり 熱量　kcal たんぱく質　g 脂質　g 　ー飽和脂肪　g 　ーn-３系脂肪酸　g 　ーn-６系脂肪酸　g コレステロール　g 炭水化物　g 　ー糖質　g 　　ー糖類　g 　ー食物繊維　g 食塩相当量　g たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n-３系脂肪酸、n-６系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分　mg **備　考** 1　食品単位は、100g、100ml、１食分、１包装その他の１単位のいずれかを表示する。この場合において、１食分である場合は、１食分の量を併記して表示する。 2　この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。 3　栄養成分の量及び熱量であって一定の値を０とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。 4　糖質又は食物繊維の量のいずれかを表示しようとする場合にあっては、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する。 5　ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウムを表示しようとする際は、「食塩相当量」を「ナトリウム（食塩相当量）」等に代えて表示する。 6　義務表示となっている栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中当該成分を省略する。 7　表示の単位は、この様式中に単位にかかわらず、食品表示基準別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄によって表示する。 8　この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。
附　則 1　この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。 2　この規約の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。 3　原料原産地以外の事項については、施行日から令和２年３月31日までに製造され、加工され又は輸入される観光土産品に係る表示については、この規約の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。 4　原料原産地に関する事項については、施行日から令和４年３月31日までに製造され、又は加工される観光土産品に係る表示については、なお従前の例によることができる。 5　原料原産地に関する事項については、計画的にこの規約に基づく原料原産地表示に移行することが望ましい。	**附　則** 1　この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。 2　この施行規則の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。 3　原料原産地以外の事項については、施行日から令和２年３月31日までに製造され、加工され又は輸入される観光土産品に係る表示については、この施行規則の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。 4　原料原産地に関する事項については、施行日から令和４年３月31日までに製造され、又は加工される観光土産品に係る表示については、なお従前の例によることができる。 5　原料原産地に関する事項については、計画的にこの施行規則に基づく原料原産地表示に移行することが望ましい。

全国各地の観光土産品公正取引協議会一覧

観光土産品公正取引協議会は、原則として都道府県ごとに地区協議会を設置、活動を展開しています。　(2020年１月現在)

協議会名	住　所	TEL FAX
みなみ北海道地区 観光土産品公正取引協議会	〒040-0063　函館市若松町７-15 函館商工会議所地域振興課内	0138-23-1181 0138-27-2111
宮城県 観光土産品公正取引協議会	〒980-8414　仙台市青葉区本町２-16-12 仙台商工会議所内	022-265-8184 022-217-1551
秋田県 観光土産品公正取引協議会	〒010-0001　秋田市中通２-３-８　アトリオンＢ１ ㈱秋田県物産振興会内	018-836-7830 018-836-7834
山形県 観光土産品公正取引協議会	〒990-8501　山形市七日町３-１-９ 山形県商工会議所連合会内	023-622-4666 023-622-4668
富山県 観光土産品公正取引協議会	〒930-8501　富山市新総曲輪１-７ 富山県庁南別館２階	076-441-7722 076-431-4193
石川県 観光土産品公正取引協議会	〒920-8216　金沢市直江町イ19-１ 畠総合マネジメントオフィス内	076-237-8244 076-238-5836
茨城県 観光土産品公正取引協議会	〒310-0801　水戸市桜川２-２-35 茨城県産業会館４階　茨城県商工会議所連合会内	029-226-1854 029-224-7117
栃木県 観光土産品公正取引協議会	〒320-0806　宇都宮市中央３-１-４ 栃木県産業会館３階　栃木県商工会議所連合会内	028-637-3725 028-632-9092
埼玉県 観光土産品公正取引協議会	〒330-8669　さいたま市大宮区桜木町１-７-５ ソニックシティビル７階　(一社)埼玉県商工会議所連合会内	048-647-4115 048-641-7804
千葉県 観光土産品公正取引協議会	〒260-0013　千葉市中央区中央２-５-１　千葉中央ツインビル２号館13階　(一社)千葉県商工会議所連合会内	043-222-7110 043-224-8533
東京 ブランドみやげ品公正取引協議会	〒101-0047　千代田区内神田１-17-９ ＴＣＵビル６階	03-3518-0194 03-3518-0195
山梨県 観光土産品公正取引協議会	〒400-8512　甲府市相生２-２-17 甲府商工会議所内	055-233-2241 055-233-2131
静岡県 観光土産品公正取引協議会	〒420-0851　静岡市葵区黒金町20-８ 静岡商工会議所会館内	054-252-8161 054-252-6610
愛知県 観光土産品公正取引協議会	〒450-0002　名古屋市中村区名駅４-４-38 愛知県産業労働センター１階　(一社)愛知県観光協会内	052-581-5788 052-485-4919
滋賀県 観光土産品公正取引協議会	〒520-0806　大津市打出浜２-１　コラボしが21　６階 (公社)びわこビジターズビューロー内	077-511-1531 077-526-4393
京都 ブランド名産品公正取引協議会	〒600-8565　京都市下京区四条通室町東入 京都経済センター７階　京都商工会議所地域振興部内	075-341-9771 075-341-9796

協議会名	住　　所	TEL FAX
兵庫県 観光土産品公正取引協議会	〒650-8567　神戸市中央区下山手通5-10-1 県庁1号館7階　(公社)ひょうご観光本部内	078-361-7661 078-361-7662
奈良県 観光土産品公正取引協議会	〒630-8586　奈良市登大路町36-2 奈良商工会議所内	0742-26-6222 0742-22-1180
鳥取県 観光みやげ品公正取引協議会	〒682-0887　倉吉市明治町1037-11 倉吉商工会議所内	0858-22-2191 0858-22-2193
岡山県 観光土産品公正取引協議会	〒700-0903　岡山市北区幸町6-33 旭ビル703号	086-222-2448 086-231-8464
広島県 観光土産品公正取引協議会	〒730-8510　広島市中区基町5-44 広島商工会議所産業・地域振興部観光振興課内	082-222-6651 082-222-6411
山口県 観光土産品公正取引協議会	〒750-8513　下関市南部町21-19 下関商工会館　下関商工会議所内	083-222-3333 083-222-4094
徳島県 観光土産品公正取引協議会	〒770-8550　徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館3階	088-654-4431 088-625-7059
香川県 観光土産品公正取引協議会	〒760-8515　高松市番町2-2-2 高松商工会議所事業推進部産業・人材課内	087-825-3518 087-825-3525
愛媛県 観光土産品公正取引協議会	〒790-0067　松山市大手町2-5-7 松山商工会議所地域振興部内	089-941-4111 089-947-3126
福岡県 観光土産品公正取引協議会	〒810-0041　福岡市中央区大名2-5-31　福岡市交通局庁舎4階 (公財)福岡観光コンベンションビューロー内	092-733-5050 092-733-5055
熊本県 観光土産品公正取引協議会	〒860-8547　熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所内	096-354-6688 096-352-5202
大分県 観光土産品公正取引協議会	〒870-0023　大分市長浜町3-15-19 大分商工会議所内	097-536-3131 097-534-9472
宮崎県 観光土産品公正取引協議会	〒880-0811　宮崎市錦町1-10 KITENビル7階　宮崎商工会議所内	0985-22-2161 0985-24-2000
鹿児島県 観光土産品公正取引協議会	〒892-0842　鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所内	099-225-9540 099-227-1977
沖縄県 観光おみやげ品公正取引協議会	〒900-0033　那覇市久米2-2-10 那覇商工会議所内	098-868-3774 098-866-9834
全国 観光土産品公正取引協議会	〒101-0047　千代田区内神田1-17-9 TCUビル6階	03-3518-0194 03-3518-0195

全国観光土産品公正取引協議会

〒101-0047　東京都千代田区内神田１-17-９　TCU ビル６階

TEL　03-3518-0193～4　　FAX　03-3518-0195

E-mail　zenkanren@rams.gr.jp　　URL　http://www.miyagehin.com

定価：本体価格500円＋税